

鳥取県告示第 900 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字野井倉字中峯3の1、4から8まで、9の1、9の2、10の1、10の3、10の4、10の6、11の1、11の3、12、13の1、字一向平ル688の2から688の21まで、688の25、688の26、688の140、688の142、688の145、688の236、688の238、688の240、688の242、688の244、大字別宮字地貝谷口南平ラ60、字権現谷64から69まで、字権現谷口南見平ラ70から75まで、77、78、字湯ノ谷79から91まで、字栃木谷93の1、94から96まで、字小谷97の1、98の1、字クルビ谷99の1、字平林100の1、101の1、102の1、103の1、108、109、字暮見谷110の1、110の59、110の60、110の62から110の118まで、110の145、110の147、110の158、110の163、110の165、110の171、110の173、110の184、110の192、111の1から111の33まで、111の35、111の36、111の40、111の43、111の46、111の48、112の1から112の23まで、112の25、112の27、112の28、112の34、112の36、112の38、112の40、112の41、112の43、112の44、112の47、112の49、112の52、112の55、113の1から113の30まで、113の32、113の34、113の38から113の40まで、113の43、113の44、113の47、113の50、113の52、113の54、113の56、113の57、字後井滝123から127まで、字前井滝平ル林137、大字三本杉字山川谷西平1757の1、1757の8から1757の148まで、字宮谷1765の1、1765の6から1765の9まで、1766の1から1766の5まで、1766の14、1766の27、1766の46から1766の48まで、1766の50から1766の94まで、1767の1、1767の5、1767の13、1767の26、1767の33から1767の58まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）